

多可町部落差別の解消の推進に関する条例(案)と逐条批判

2020年2月2日 東播地域人権運動連合(東播人権連)

<p>目的</p> <p>第1条</p> <p>この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない多可町を実現することを目的とする。</p>	<p>案は、インターネットの中などに今も「部落差別が存在し」、「部落差別は許されないもの」であり、それを「解消するために条例」を作って町・自治体の責務と町民の役割を決める、としています。しかし、多可町には部落差別の実態はありません。インターネット上の「差別」表現と多可町や町民の直接的な責任関係はありません。また案は、差別は町民間に生じるものと考えているようですが、本来「差別」や「人権侵害」は「国や地方自治体などの行政権力」及び「大企業などの社会的権力」と国民・町民との間で生じるもので、一人ひとりでは力の弱い国民・町民の人権を守るために憲法や法律などが作られ、権力の横暴を抑えています。これを立憲主義とか法治主義と言います。町民間の問題にだけ矮小化するのには権力の横暴の目くらましに手を貸すことになるだけです。</p>
<p>基本理念</p> <p>第2条</p> <p>部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない多可町を実現することを旨として、行わなければならない。</p>	<p>1969年から33年間にわたって同和特別法に基づく対策事業が実施され多額の予算が投入されました。この結果、「同和地区」の指定を受けてきた地域は、環境改善が進み、教育文化の水準は高まり、産業や就労は広がり、自由な通婚が当たり前のようになり、交流・融合が進んで格差は解消しました。そして、同和特別法は役割を果たし、2002年3月末で終了しました。同時に「同和」の地区指定もなくなり、多可町には「同和地区」も「対象住民」も存在しません。「部落差別の解消に関する施策」は必要ありません。</p>
<p>町の責務</p> <p>第3条</p> <p>町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。</p>	<p>案は、「部落差別」を冠する永久条例となっています。これは、部落差別が永遠に続くものであると前提し、町人の中に「差別者」と「被差別者」を作り永久固定化するもので到底容認できるものではありません。町は、町の主人公であるすべての町民に対して福利を実現するための条件を整備し、町民の人権を等しく保障することが第一義の任務です。町民の中に対立と分断を持ち込むことなど許されません。町民みんなが自治権を生かし、自らの権利と自由を守り高め、幸福を追求するための行動を助長し保障することが町の役割です。</p>
<p>町民の役割</p> <p>第4条</p> <p>町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。</p>	
<p>相談体制の充実</p> <p>第5条</p> <p>町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を講ずる責務を有する。</p>	<p>社会に格差と貧困が急激に広がっています。町民の多くが不安定非正規雇用や低賃金長時間労働を押しつけられ、社会保障切り下げと重税に苦しめられています。命と健康、暮らしと福祉を守り向上させる制度や施策こそすべての町民を対象に実施すべきです。</p>

教育及び啓発

第6条

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する責務を有する。

調査の実施

第7条

町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、部落差別に関する実態調査等を実施する責務を有する。

推進体制の充実

第8条

町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずる責務を有する。

審議会

第9条

町は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、多可町部落差別解消推進審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(1) 基本計画及び実施計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 第3条、第5条、第6条に掲げるもののほか、部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項。

3 この審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

委任

第10条

この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和2年 月 日から施行する。

多可町では、解同が要求する「部落解放の戦士」を作るための「解放学級」が公費丸抱えで今も続いている。そこでは、「部落差別は今も厳しい」という「現実」を教え、「部落民」の烙印を押す。いたくない子どもたちにとってこれほどむごい「教育」はない。「差別者」と「被差別者」を作り出す教育・啓発は不要です。

「部落差別」法を審議した2016/12/1の参議院法務委員会では、法案提案者の自民党議員は、「本法案は、対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません。」「そのような調査の必要性もなければ、その可能性、実態もないという前提で法案を作っております。」と説明を行いました。2016/12/8の参議院法務委員会の附帯決議では、「当該調査により新たな差別を生むことがないように留意」すべきと確認されています。町が単独で実施する調査は行うべきではありません。

多可町当局は、「部落差別の解消に関する各種団体」について、解同(部落解放同盟)を想定していることを否定していません。解同は、先述した参議院の附帯決議では、「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」と厳しく指摘しています。このような解同との連携は認められません。

町が単独で実施すべき施策はありません。このため審議会は必要ではありません。

部落差別の解消は、本来同じであるものを同じように扱うことでのみ解決できる課題です。

差別はみんな同質ではありません。

女性差別、障害者差別、外国人差別などは、「女性」、「障害」、「国籍」という「属性」(そのものの性質)を理由に、その属性をもつものに対して不利益な取り扱いや人権侵害を行なうことです。これらの差別は、違いを互いに認め合い尊重(尊敬)し合いながら、不利益な取り扱いや人権侵害をしないことで解決を図るのが筋道となります。

このように整理して考えると、部落差別は、すでに社会問題としては解決しており、残された課題については、町民間の努力で十分解決できる問題です。どのような差別よりも早く解決できる問題でもあります。人権にランク付けしたり、部落差別を特別視するのは間違いです。

町民のみなさんは、同和特別法時代の33年間をはじめ、その後今日までの18年間、合わせれば半世紀を超えて部落問題解決のために努力し、協力してきました。町は、町民に敬意をこめてお礼を述べ、「部落問題が解決した状態」について具体的に説明し、今日の到達段階を明らかにする責任があります。一つでも差別があれば解決したとは言えない、というのは間違いです。あっても地域社会がそれを受け入れないということが解決です。ゴールはもう見えています。